

令和8年6月8日

令和8年 第2回杵築市議会定例会

提出議案説明書

令和8年第2回杵築市議会定例会の開会にあたり、冒頭ひとことご挨拶を申し上げます。

市議会におかれましては、5月8日の臨時会におきまして、副議長に工藤壮一郎議員が選出されました。本日、新体制による初の定例会を開会する運びとなりましたことは、誠にご同慶の至りでございます。今後とも議員の皆様とともに、市勢の発展のため、執行部も新たな気構えで、全力で取り組んでまいる所存であります。

さて、先月17日に実施しました「杵築市内一斉風水害避難訓練」では、区長、区役員、自主防災組織役員及び各区防災士の方々を中心に、約4,400人の多くの市民の皆様にご参加いただきました。国内では、早期避難により、被災を免れた事例も多く、いざというときのために日頃からの避難訓練が重要となってきます。昨年の佐賀県で起きた大規模火災におきまして、平時からの避難訓練と住民同士のつながりにより人的被害が最小限に抑えられたとのこと。また、区長便で「杵築市内一斉風水害避難訓練」の実施とともにお知らせしましたが、先月29日から、新たな防災気象情報の運用が開始され、気象庁が発表する注意報や警報などが大きく変更となりました。これまでの情報は避難するタイミングが分かりづらいという課題がありましたが、新たな防災気象情報では、「河川氾濫」、「大雨」、「土砂災害」、「高潮」の4つの現象について、警戒レベルと整合した数字が付き、避難の判断をしやすいものへと変更されております。具体的には、それぞれ5段階の警戒レベルに対応し、「レベル3大雨警報」といった発表となります。また、レベル4として新たに「危険警報」が追加されております。これらの情報を基に市から「警戒レベル3高齢者等避難」、「警戒レベル4避難指示」、「警戒レベル5緊急安全確保」の3つの避難情報を発令しますので、避難情報が発令された場合は、避難をお願いいたします。また、危険だと思ったときには、避難指示などが発令されていなくても避難をお願いいたします。今後も

今回の変更点を含めた情報発信及び「杵築市地域防災計画」に基づく活動体制の整備確立に努めてまいりますので、市民の皆様におかれましては、常日頃からの備えをよろしくお願いいたします。

さて、後ほど一般会計補正予算の中でご説明申し上げますが、物価高騰対策として「きつき物価高騰対策お買物券」及び「きつきプレミアム商品券」の第2弾を予定しております。まず、「きつき物価高騰対策お買物券」については、令和8年8月1日時点で住民登録のある市民の皆様全員に、第1弾同様、1人5千円分のお買物券を世帯主宛にお送りします。有効期間は11月1日から令和9年1月3日までで、10月中の発送を予定しております。次に、「きつきプレミアム商品券」につきましても第1弾同様、1冊1万円で3千円分のプレミアムが付いた商品券を10月上旬から販売します。使用期間は10月上旬から令和9年1月3日までとなっております。申込状況により調整となる可能性があります。1世帯7冊まで申込可能です。詳細につきましては、準備が整い次第、市報、市公式ウェブサイトなどでお知らせいたします。これまでの物価高騰に加え、国際情勢による影響も及ぶと思われませんが、今後も国の動向を注視し、必要となる支援に迅速に取り組んでまいります。

それでは、今定例会に提出いたしました諸議案等について、説明を申し上げます。

はじめに、議案第29号 令和8年度杵築市一般会計補正予算（第2号）について、説明を申し上げます。

今回の補正は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に基づく事業が主なもので、総務費、民生費、農林水産業費、商工費、土木費、教育費において3億1,494万円を追加補正し、補正後の予算の総額を199億6,019万円といたしました。

主な補正の概要を、歳出から款を追って、説明を申し上げます。

まず、総務費では、「第2弾お買物券」として全市民に対し1人5,000円分を配布する経費1億4,260万円、コミュニティ助成事業として、西俣水区の公民館の備品購入及び奈多区自主防災会の防災資機材購入に対する補助金430万円、公共交通の利便性と持続可能性の向上を図るため、杵築市地域公共交通活性化協議会が実施する地域公共交通利便増進計画策定事業に対する負担金577万6千円、大田郵便局と連携し、集落支援員を配置することで、見守り活動及び買い物支援の体制整備を行う経費29万7千円を計上しました。

民生費では、令和7年6月の最高裁判決を踏まえ、平成25年以降の生活扶助基準引下げにより減額となった生活保護費について、対象世帯へ追加で給付する経費3,350万7千円を計上しました。

農林水産業費では、国際情勢の影響を受けにくい自給飼料の生産基盤を確立するため、放牧経営の新規参入や規模拡大に取り組む事業者に対する補助金203万7千円、酷暑の影響を受ける農家の経営安定を図るため、遮光資材等の導入に対する補助金259万3千円を計上しました。

商工費では、物価高騰の影響を受けている家庭や事業者への支援を目的に、「第2弾プレミアム商品券」を令和8年10月上旬から販売する経費1億1,460万円を計上しました。

土木費では、三世代同居のための改修工事や高齢者のバリアフリー改修等に対する補助金125万円を計上しました。

教育費では、企業版ふるさと納税の寄附企業の意向に基づき、つぶらなカボスアリーナ（杵築市文化体育館）の卓球台等の整備を行う経費100万2千円を計上しました。

以上、歳出について申し上げましたが、その財源は、国県支出金、寄附金、繰入金等です。

続きまして、条例議案について、説明を申し上げます。

まず、議案第30号 杵築市印鑑条例の一部改正については、出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、印鑑登録証明書の交付に関して、個人番号カードの機能を持たせた在留カード及び特別永住者証明書を追加するため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第31号 杵築市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、職員が行旅死亡人以外の死亡処理業務に従事した場合にも手当を支給するなど、所要の改正を行うものです。

次に、議案第32号 杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、国に準じて基準を改めるため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第33号 杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、国に準じて基準を改めるため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第34号 杵築市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、国に準じて基準を改めるため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第35号 杵築市水道事業の設置等に関する条例の一部

改正については、水道事業変更認可申請及び現状の給水状況に合わせ、給水人口及び1日最大給水量について、所要の改正を行うものです。

続きまして、一般議案について、説明を申し上げます。

議案第36号 財産の無償貸付の追認については、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、財産の無償貸付について、議会の議決を経て貸付すべきところ、これを経ずに貸付したため、議会の追認を求めるものです。

議案第37号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、上地区コミュニティセンターの整備計画において、財源区分を変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第38号 波多方トンネル直販所「いちみらんかえ」の指定管理者の指定については、同施設の指定管理者を「いちみらんかえ波多方」に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第39号 市道の路線廃止及び路線認定については、^{いくじしせん}生地支線の路線廃止と^{いくじしせん}生地支線及びフケ線の市道認定をするため、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、提出いたしました予算議案1件、条例議案6件、一般議案4件について、説明を申し上げます。

何とぞ、慎重審議のうえ、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

それでは、報告第10号から報告第12号までについて、説明を申し上げます。

まず、報告第10号 繰越明許費繰越計算書については、令和7年度杵築市一般会計予算のうち、諸般の事情により13億4,255万円を令和8年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものです。

次に、報告第11号 繰越計算書については、令和7年度杵築市水道事業会計予算のうち、諸般の事情により3,374万4千円を令和8年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により議会に報告するものです。

次に、報告第12号 繰越計算書については、令和7年度杵築市下水道事業会計予算のうち、諸般の事情により7,363万7千円を令和8年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により議会に報告するものです。

何とぞ、よろしくようお願い申し上げます。

